

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
国際石油開発帝石株式会社
代表取締役社長 北 村 俊 昭

第7回定時株主総会決議ご通知

拝啓 株主の皆様には平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第7回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 1. 第7期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容について報告いたしました。

2. 第7期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)計算書類報告の件

本件は、上記の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当期の期末配当は普通株式および甲種類株式1株につき、それぞれ3,500円と決定いたしました。

この結果、中間配当金を加えた年間配当金は1株につき7,000円となりました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第3号議案 取締役16名選任の件

本件は、原案のとおり、取締役に黒田直樹、梶岡雅俊、北村俊昭、由井誠二、佐野正治、菅谷俊一郎、村山昌博、伊藤成也、田中渡、池田隆彦、倉澤由和、若杉和夫、香川幸之、加藤晴二、外池廉太郎、岡田康彦の16氏が再選されました。

なお、若杉和夫、香川幸之、加藤晴二、外池廉太郎、岡田康彦の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

本件に関しましては、第2号議案による変更後の当社定款第15条第1項の規定による甲種類株主総会の決議が必要とされる要件を充足していないものと判断されたことから、同総会の決議対象とはしておりません。なお、同定款第32条第4項によれば、甲種類株主は、本総会の決議日から2週間以内に、同総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができることとされております。しかしながら当社は本件につきまして、甲種類株主から、招集通知に記されている当社提案が原案のまま承認され、かつ、これらの議案以外の議案が承認されないことを条件として、異議申立てを行わない旨の通知を事前に受領しておりましたところ、本決議通知にてお知らせしておりますとおり、当該条件が成就いたしましたので、これにより、被選任者は本総会終結の時をもってそれぞれ就任いたしました。

第4号議案 役員賞与支給の件

本件は、原案のとおり、当期末時の取締役のうち15名に対し総額101,200,000円(うち社外取締役4名に対し4,000,000円)、当期末時の監査役5名に対し総額9,200,000円の役員賞与を支給することにつき承認可決されました。

第5号議案 社外取締役および監査役の報酬額改定の件

本件は、原案のとおり、取締役の報酬額の総枠(月額4,700万円以内)を維持しつつ、社外取締役の報酬額を月額300万円以内、監査役の報酬額を月額800万円以内にそれぞれ改定することにつき承認可決されました。

なお、第2号議案につきましては、普通株式にかかる種類株主総会を兼ねております。また、同議案につきましては、本総会終了後に本日開催いたしました甲種類株主総会におきましても、原案のとおり承認可決されました。

本総会終了後の取締役会において、代表取締役および役付取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

この結果、平成25年6月25日現在における代表取締役および役付取締役は、次のとおりとなりました。

代表取締役会長	黒田直樹
代表取締役副会長	梶岡雅俊
代表取締役社長	北村俊昭

期末配当金のお支払いについて

- ①口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認下さい。
- ②口座振込をご指定でない方は、同封の「配当金領収証」により、払渡しの期間(平成25年6月26日から平成25年7月31日まで)内に、最寄りのゆうちょ銀行本支店または郵便局にてお受け取り下さい。また、上記の払渡しの期間内であれば、この「配当金領収証」により、ゆうちょ銀行の貯金口座もしくは振替口座、または銀行等の預金口座へのご入金(ご本人様が口座をお持ちの金融機関の窓口にてお手続き下さい。)もできます。

以上